

新規事業

中小企業等 エネルギー価格高騰対策支援金



原油・電気・LPガスなどの価格高騰の影響を受ける事業者に支援金を給付します。

《給付額》

計算式により算出(上限100万円)

《対象経費》 ※自らの事業活動に使用したもの

- 電気代
- ガス代(LPガス、都市ガス、産業用ガスなど)
- 燃料代(産業用燃料など)

《対象事業者》 ※下記の全てに該当する事業者

- 「2022年分の対象経費から、298,000円を引いた額＝①」と、「2021年分の対象経費から、258,000円を引いた額＝②」を比較して①が多い方
- 本市に事業実態がある事務所、もしくは事業拠点がある事業者
- 本市で今後も事業を継続する事業者

《申請方法》

安芸高田市商工会へ申請書を提出してください。

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

《申請期限》

12月22日(金) ※当日消印有効

商工観光課 商工係
お太助フォン 47-4024 42-1003

マイナンバーカード 休日窓口を開設します



《取扱業務》

- マイナンバーカード交付
- 電子証明書の発行・更新
- マイナポイントの申し込みサポート

《日時》

9月10日(日) 9:00～12:00

《場所》

市民課 窓口係

交付場所が各支所の方(吉田町以外に住民票がある方)で、カードを休日窓口で受け取る場合は、9月5日(火)までに市民課窓口係、または各支所窓口係に連絡してください。

市民課 窓口係
お太助フォン 42-5616 42-2130

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金



電力・ガス・食料品などの価格高騰が家計へ大きく影響する低所得世帯に、給付金を支給します。

対象と思われる世帯へ、8月下旬に確認書、または申請書を送付します。

《支給額》 3万円/1世帯

《対象世帯》 ※下記の全てに該当する世帯

- 6月1日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 申請日時点で本市の住民基本台帳に記録されている世帯
- 世帯構成員全員に2023年度住民税所得割が課税されていない世帯(住民税均等割のみ課税世帯・住民税非課税世帯)
- 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている方がいない世帯

※世帯に住民税所得割課税の所得を申告していない方がいる場合は対象になりません。

《申請期間》

9月1日(金)～10月31日(火)

社会福祉課 価格高騰重点支援給付金担当
お太助フォン 47-4051 42-2130

届け出が必要です 家屋の新築・増築・取り壊し



家屋の固定資産税は、毎年1月1日時点で存在する家屋を対象に作成した台帳を基に、家屋所有者が納付する税です。対象の方は届け出が必要ですので税務課資産税係、または各支所窓口係へ届け出てください。届出用紙は納税通知書添付のものか、届出先に備え付けのものを利用してください。

《対象》

- 今年中に新築・増築・取り壊した家屋
- 今年中に完成予定の家屋
- 昨年以前に新築・増築し、評価を受けていない家屋
- 昨年以前に取り壊し、または倒壊したが、2023年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細書にまだ記載されている家屋
- 登記されていない家屋の売買

税務課 資産税係
お太助フォン 42-5614 42-2130

思いやり駐車場 妊産婦の利用有効期限延長



妊産婦が思いやり駐車場を利用できる期限が、出産後2年(多胎児の場合は出産後3年)に延長されました。

延長を希望する場合は手続きが必要ですので、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で手続きをしてください。

《申請時必要書類等》

- 母子健康手帳
- 現在所持している「思いやり駐車場利用証」

思いやり駐車場

車の乗り降りや歩行が困難な方が、公共施設などを利用しやすくなるための駐車場。障害者等用駐車区画の適正利用と、互いの立場を尊重し共に暮らすことを目指す意識の醸成を目的として設けられた県の制度です。

《思いやり駐車場対象者》

※下記のいずれかに該当する方

- 身体障害者(障害の内容で対象等級が異なります)
- 知的障害者(㊀・A)
- 精神障害者(1級)
- 難病患者
- 高齢者(要介護1以上)
- 妊産婦
- 医師の診断書や意見書などで利用が認められた方

※申請には障害者手帳などの証明書類が必要です。

社会福祉課 障害者福祉係
お太助フォン 42-5615 42-2130

障害のある方の 後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請により、広域連合の認定を受けた場合、その日から後期高齢者医療制度へ加入することができます。

一定程度の障害

- 障害等級…1級、2級
- 身体障害者手帳…1級、2級、3級、4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳…1級、2級
- 療育手帳…㊀、A

《申請方法》

必要書類を用意し、保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係で申請してください。

《申請時必要書類等》

- 年金証書(障害年金)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか一つ
- 現在加入中の被保険者証など
- 個人番号(マイナンバー)の分かるもの
- 本人確認できるもの

保険医療課 医療保険年金係
お太助フォン 42-5619 42-2130

協定締結

災害時における 災害廃棄物処理等の支援協力に関する協定

広島県資源循環協会

大規模災害時、災害廃棄物処理の支援協力について、迅速な初期対応を実現し、強固な支援体制を構築する協定を締結しました。

